

大分県佐伯市（国内 60 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 5 年 1 月 17 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 発生農場は河川に隣接した山中に位置していた。
- ② 当該農場では、平飼い開放鶏舎 1 棟に肉用鶏が飼養されていた。
- ③ 当該農場からおよそ 0.3 km 及び 2 km 離れた地点に、肉用鶏を飼養する関連農場が 2 戸あり、当該農場と共通の作業従事者が飼養管理していた。
- ④ 当該農場は、令和 2 年 12 月 10 日に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された令和 2 年度シーズン国内 20 例目の発生農場であり、令和 3 年 3 月から飼養を再開していた。

2 通報までの経緯

- ① 飼養管理者によると、当該農場では、1 月 1 日～12 日の平均死亡羽数が 5.3 羽のところ、12 日夕方から 13 日朝にかけて 56 羽の死亡があったことから家畜保健衛生所に通報したとのこと。同日、家畜保健衛生所が立入検査を行い、死亡鶏 11 羽、生鶏 2 羽について簡易検査を行ったところ、いずれも陰性となったことから、高病原性鳥インフルエンザの感染を否定したとのこと。
- ② 家畜保健衛生所は当該農場に対し、死亡数の増加などに注意し、増えた場合には改めて通報するよう指導したところ、当該鶏舎（16 日通報時 42 日齢）では 14 日朝までに 61 羽、15 日朝までに 85 羽が死亡し、16 日朝には計数困難なほど死亡が増加したことから、16 日朝に再び家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ③ 16 日に家畜保健衛生所が立入検査を行い、簡易検査を行ったところ、死亡鶏 11 羽、生鶏 2 羽のうち、死亡鶏 5 羽、生鶏 1 羽が陽性となり、その後の遺伝子検査で全羽陽性となり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定された。
- ④ 疫学調査時は、当該農場では殺処分作業が進んでいたが、殺処分前に飼養管理者が鶏舎内通路に移動した数百羽の死体が認められた。一方、関連農場 2 戸では、死亡の増加等の高病原性鳥インフルエンザを疑う症状は認められなかった。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場及び関連 2 農場では、2 名が飼養管理に従事していた。
- ② 3 農場の鶏舎内作業について、従事者ごとの担当鶏舎は特に決められていなかった。うち 1 名は 1 月 13 日より体調不良で欠勤していたため、以降は飼養管理者 1 名で 3 農場の飼養管理を行っていた。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 公道と農場の境界には、三角コーンが設置され、三角コーンや入口側の飼料タンクには部外者の立入りを禁止する旨の掲示が設置されていた。
- ② 飼養管理者によると、従業員や飼料運搬業者などの車両が農場に入る際には、農場入口の動力噴霧器で車両消毒を行っていたとのこと。
- ③ 従業員は出勤すると農場内の廃車内に備えてある衛生管理区域専用の長靴、上着及び手袋を着用していたとのこと。
- ④ 従業員が鶏舎に入る際には、鶏舎入口に設置した簡易な前室内で長靴を脱いですのこに上がり、前室内の蓋付き容器に保管してある鶏舎専用のヤッケ、ズボン、長靴及び手袋を着用していたとのこと。また、その際、踏込み消毒槽（逆性石けん、毎日交換）で鶏舎専用長靴を消毒し、スプレー式消毒器で手指の消毒を行っていたとのこと。

- ⑤ 日常的に衛生管理区域に出入りする外来業者の飼料運搬業者及びガス業者は、車両からの積下しのみを行い、鶏舎内には入らないとのこと。衛生管理区域立入り時に、飼料運搬業者は長靴の交換と消毒、持参した手袋と上着の着用を行い、ガス業者は靴の消毒を行っているとのこと。
- ⑥ 飼料タンク上部には蓋が設置されており、餌は全て鶏舎内のラインを通して自動で給餌できる構造となっていた。
- ⑦ 農場ごとにオールイン・オールアウトを行っており、当該農場の最後の導入は12月6日であった。
- ⑧ 発生鶏舎は両側面の開口部から給気し、鶏舎奥のファンで排気する方式であったが、隣接する河川側の側面の開口部はカーテンで常時閉鎖しており、反対側の開口部だけを開閉していた。換気扇には停止時に自動で閉鎖するシャッターが設置されていたが、1台の換気扇とシャッターが故障しており、ビニールシートなどで覆われていたものの隙間が認められた。
- ⑨ 側面の開口部は内側から、網目2cm程度の亀甲金網、カーテン、防鳥ネット及び寒冷紗で覆われていたが、一部に穴や破損が認められた。
- ⑩ 飼養鶏への給与水やオールアウト時の鶏舎洗浄水には、水道水を使用していた。
- ⑪ 飼養管理者によると、死亡鶏は毎日朝夕2回の見回り時などに回収し、鶏舎出入口付近の蓋付き容器に入れ、数日おきに農場の車両で遠い方の関連農場の衛生管理区域外に設置された焼却炉に運び焼却していた。当該農場に近い関連農場の死亡鶏についても同様の手順で当該焼却炉で焼却していたとのこと。最後に焼却処理を行ったのは1月15日の午前中とのこと。
- ⑫ 鶏糞はオールアウトの際に、堆肥業者が搬出して処理していた。鶏舎内で鶏糞の搬出に用いる重機は3農場で共用していたが、使用の都度、洗浄・消毒していた。
- ⑬ 敷料として、おがくずを使用しており、雛の導入前に全量を鶏舎内に搬入し、一部を残して床材としていた。残りのおがくずを、飼養中に汚れた部分に補充しており、飼養中に鶏舎外から搬入することはなかった。
- ⑭ 管理獣医師はいるものの、最近の訪問はなかったとのこと。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 飼養管理者によると、鶏舎外で野鳥や野生動物を見ることはほとんどなく、カラスやサギをたまに見かける程度であるとのこと。
- ② ネズミ対策として、鶏舎内に殺鼠剤を設置しており、鶏舎内でネズミや野鳥を見かけることはないとのこと。調査時、鶏舎内にネズミや野鳥等の痕跡は認められなかった。
- ③ 飼養管理者によると前回の発生以降、鶏舎の壁、屋根、開口部のネットなどの破損を補修したとのこと。調査時には、壁面の隙間、防鳥ネットの穴、壁面床部の隙間などが認められた。

(以上)